別添67　後部上側端灯の技術基準

1.～3.8.　（略）

3.9.　非交換式のフィラメント光源を有する後部上側端灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。

4.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの後部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添70　制動灯の技術基準

1.～3.8.　（略）

3.9.　非交換式のフィラメント光源を有する制動灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。

4.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの制動灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添71　補助制動灯の技術基準

1.～3.8.　（略）

3.9.　非交換式のフィラメント光源を有する補助制動灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。

4.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの補助制動灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添72　後退灯の技術基準

1.～3.4.3.　（略）

3.5.　非交換式のフィラメント光源を有する後退灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。

別添67　後部上側端灯の技術基準

1.～3.8.　（略）

（新設）

4.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの後部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する後部上側端灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添70　制動灯の技術基準

1.～3.8.　（略）

（新設）

4.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの制動灯も、別紙２に規定する最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する制動灯であって、そのうちいずれか１つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となればよい。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添71　補助制動灯の技術基準

1.～3.8.　（略）

（新設）

4.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの補助制動灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する補助制動灯であって、そのうちいずれか１つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となればよい。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添72　後退灯の技術基準

1.～3.4.3.　（略）

（新設）